

# 地すべり防止区域内行為許可

## 技術審査基準

平成27年7月

大阪府都市整備部

(目 次)

第1章 地すべり防止区域内行為の基本原則 .....	1
第2章 地すべり対策基準 .....	2
第3章 工事の基準 .....	3

## 第1章 地すべり防止区域内行為の基本原則

① 地すべり防止区域内での行為は、原則として禁止する。

但し、あらかじめ地すべりの活動状況を把握するための十分な調査をおこない、必要な対策を講じればこの限りではない。

② 地すべり防止施設を損傷し、又は、その機能を低下させる行為は禁止する。

### 〔解説〕

① 地すべり防止区域は、地すべりによる被害を除却し、又は軽減するため地すべりを防止することを目的とした、公共の利害に密接な関連を有するものを指定したものであり、このような箇所での行為は地すべりを助長し、若しくは誘発するおそれがかわめて大きいため、地すべり防止区域内での行為は、原則として禁止するものである。

但し、あらかじめ地すべりの活動状況やメカニズム等を把握するための十分な調査をおこない、専門家の意見を求め、必要な対策を講じればこの限りではない。

② 地すべり防止区域内においては、必要な地すべり防止施設が設置されている場合このような施設を損傷し、又はその機能を低下させる行為は禁止するものである。

③ 地すべり調査については、「砂防指定地内行為許可技術審査基準参考資料」〔調査編〕を参照すること。

## 第2章 地すべり対策基準

地すべり防止区域内における行為は、地すべりに対する安定解析をおこなって行為後の安全が十分確保されるよう対策を講じなければならない。

この場合、対策後の安全率は $F_s=1.20$ とし、工事中において安全率が低下する場合には5%以内にとどめるものとする。

### 〔解説〕

地すべり防止工事をとまなう造成工事においては造成後、住宅や公共施設等の立地が想定されるため、その安全率が十分なものでなければならない。

「河川砂防技術基準（案）計画編」では「多数の人命、家屋、道路、鉄道、河川、その他公共施設等に重大な影響を及ぼす工事については計画安全率（ $P \cdot F_s$ ）=1.10～1.20（局所的には1.20以上をとることもある）とされていることを勧告して造成工事の場合は $P \cdot F_s = 1.20$ を採用する。

尚、ここで述べている安全率は現状の安全率を $F_s=1.00$ と仮定し、防止工事による安全率の向上の程度を示しているものであるが、現状が既に対策工事の概成している場合はこの限りでなく、新たな行為に起因するものについて安全率の向上を図るものである。

また、造成工事中において土工等により安全率が低下する場合には、5%以内の低下とし、それ以上の低下をもたらすような工事を行ってはならない。

### 第3章 工事の基準

造成工事において行う、土地造成および防災対策に関しては、「砂防指定地内行為許可技術審査基準」を適用するものとする。

地すべり防止区域においてもその基準は砂防指定地における審査基準を適用するがとくに地すべり防止区域においては地すべりの防止を限定し、または地すべりを助長し、若しくは誘発する行為は許可されないこととされており（地すべり等防止法第十八条）「砂防指定地内行為許可技術審査基準」の設計編2.2「地すべり対策工」を遵守しなければならない。